

A3 保険医療機関指定申請で都道府県により違いがありますが、「遡及願」を求められます。遡及願とは、病医院の開設者が一定の理由により、保険医療機関を廃止し、引き続き保険診療を継続する場合に限り、診療内容が実質的に継続するものとみなして、例外的に保険医療機関の「指定年月日」を医療法上の「開設年月日」に遡及してもらう「願い書」で、認められれば、その開設日に遡って保険診療報酬の請求ができることとなります。

(1) 保険医療機関の指定日は原則各月1日

第三者の個人診療所を承継する場合には、前院長が一旦診療所を廃止し、新院長が新たに開設するのが原則です。保険医療機関の指定手続きは、まず診療所の「開設届」を保健所等に提出し、その後「保険医療機関指定申請書」を所轄の厚生局事務所等に提出します。

厚生局事務所等は保険医療機関の指定を行う際には、健康保険法等の規定により、地方社会保険医療協議会の部会の諮問が行われます。このため地方社会保険医療協議会の部会の開催が月1回行われることを踏まえ、原則として指定日も毎月1回、各月1日を指定日としています。

そのため地域により異なりますが、指定がおきるまでに2週間から1ヶ月かかりますので、その期間保険診療できず、自由診療だけとなります。

そこで、保険医療機関指定申請書と同時に「遡及願」を提出し、遡及が認められれば、その開設日に遡って保険診療報酬の請求ができることとされています。

(2) 指定期日の遡及の取扱いについて

次の場合は、例外的に、指定期日を遡及して指定を受けることができます。

(ア) 保険医療機関等の開設者が変更になった場合で、前の開設者の変更と同時に引き続いて開設され、患者が引き続き診療を受けている場合。

(イ) 保険医療機関等の開設者が「個人」から「法人組織」に、又は「法人組織」から「個人」に変更になった場合で、患者が引き続き診療を受けている場合。

(ウ) 保険医療機関が「病院」から「診療所」に、又は「診療所」から「病院」に組織変更になった場合で、患者が引き続き診療を受けている場合。

(エ) 保険医療機関等が至近の距離に移転し同日付で新旧医療機関等を開設、廃止した場合で、患者が引き続き診療を受けている場合。

(注) 開設者変更の場合は、開設者死亡、病気等のため血族その他の者が引き続いて開設者となる場合、経営譲渡又は合併により、引き続いて開設者となる場合などを含まず。

(注) 至近の距離の移転として認める場合は、当該保険医療機関等の移転先がこれまで受診していた患者の徒歩による日常生活圏域の範囲内にあるような場合で、いわゆる患者が引き続き診療を受けることが通常想定されるような場合となります。

上記②(ア)の場合、新院長が前院長のもとで一定期間以上勤務医として勤務していることを要件としているところもあるようです。